

弁護士法人三宅法律事務所

最近の公取委勧告事例から読み解く

# 取適法対応の実務

差し引いた 1.1 %は、どこへ行ったのか——自社の帳簿に現れない違反を、どう見つけるか

素材：公正取引委員会 令和 8 年 9 月 9 日付け勧告（公取適第 1083 号）／ウェビナー登壇版

公表資料 [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/sep/260909\\_toridollholdings.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/sep/260909_toridollholdings.html)

弁護士 渡邊 雅之

2026 年 9 月

# まず、この取決めを見ていただきたい

CASE

発注者 A 社（外食チェーンを展開する上場会社）と、間に入る卸売業者との間で、次の 3 点が取り決められていた。

① 卸売業者は、発注者 A 社に対し、受発注機能等を有する情報システムを**無償で利用させる**

② 卸売業者は、「システム利用料」の名目で、代金の額の 1.1 %相当額を**受注者から徴収する**

③ 卸売業者は、発注者 A 社に対し、**徴収した額の一部を支払う**

**これは経理処理の誤りではない。受注者が負担した費用の一部が発注者へ戻る仕組みが、契約として設計されていた。誰かが起案し、社内のどこかで承認されている。**

本日の出発点は「1.1 %を引いたこと」ではなく、「なぜこの設計が社内を通ってしまったのか」という問いです。

# 1.1 %は、誰にとって何だったのか

CASE

発注者にとって

## 1.1 %

売上収益が数千億円規模の上場会社にとって、食材加工費の 1.1 %は経営指標に現れない水準。稟議で「小さな話」として流れる。

受注者にとって

## 利益率そのもの

旧法適用分の 1 億 4741 万 1330 円を 37 名で割れば 1 社平均約 398 万円。報道によれば 1 社で約 2,500 万円に上る例もあったとされる。

この非対称性が、2 年間止まらなかった理由の半分を説明する。

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 発注側 | 金額が小さく、担当部署の裁量で完結し、経営の視界に入らない |
|-----|-------------------------------|

|     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 受注側 | 差し引かれていることは分かるが、取引継続を考えると申し出にくい |
|-----|---------------------------------|

|     |                                            |
|-----|--------------------------------------------|
| 第三者 | 徴収を実行しているのは卸売業者であり、双方とも「自社の処理ではない」と整理してしまう |
|-----|--------------------------------------------|

# なぜ、2年間、誰も止めなかったのか

答えは三つに分かれます。本日はこの順に、条文と実務を行き来します。

## 軸 1 帳簿に映らない

差引きを実行していたのは卸売業者。発注者 A 社自身の支払処理には「控除」として現れない。

## 軸 2 名義と決定権のズレ

発注書は卸売業者名義。しかし仕様・取引先・価格を決めたのは誰か。

## 軸 3 止める動機が弱かった

旧法下では「指摘されたら返す」で済んだ。取適法 6 条 2 項が、その前提を変えた。

# 代金の流れ：受注者の 1.1 %は、どこへ行ったのか

CASE



① 受注者 → 卸売業者

代金を請求する

② 卸売業者 → 受注者

請求額から 1.1 %相当額を差し引いて支払う

③ 発注者 A 社 → 卸売業者

製造委託等代金の額に相当する額を支払う

④ 卸売業者 → 発注者 A 社

差し引いた 1.1 %相当額の一部を支払う

**受注者の手元に入るのは約定代金の 98.9 %。差し引かれた分の一部は、発注者側へ還流していた。**

公取委の評価：双方が利用するシステムの費用を受注者のみに負担させており、受注者がシステム利用で得る利益の範囲を明らかに超える。

# 核心：この控除は、自社の帳簿には現れない

CASE

## よくある違反

自社が受注者に支払う際、自社の支払処理で控除コードを立てて差し引く。自社の仕訳・支払明細に「控除」として残る。

発見できる

## 本件の構造

差し引いたのは卸売業者の支払処理。発注者 A 社は卸売業者に代金相当額を満額支払っている。自社の支払データ上、減額は発生していないように見える。

発見できない

契約書レビューでも、自社の支払データ監査でも、この違反は見つからない。それでも、委託事業者として責任を負うのは発注者 A 社である。

## 監査・内部統制への含意

- 「自社の仕訳に異常がない」ことは、取適法上の安全を意味しない
- 第三者が実行する控除も、条件を決めた者の行為として評価され得る
- 見るべきは自社の出金ではなく、受注者の入金額と約定代金の差

# では、どこを見れば見つかるのか

PRACTICE

出発点を「自社の出金」から「受注者の入金」へ移す。

1

## 受注者が実際に受け取った額はいくらか

4条で明示した代金の額と、受注者の入金額に差はないか。差があるなら、その理由は何か。

2

## その差は誰が、どの処理で生じさせたか

自社か、商社・卸・決済代行か。名義ではなく、条件を決めた者は誰か。

3

## 差し引いた額は、最終的にどこへ行ったか

第三者に留まるのか、自社に戻る設計になっていないか。戻るなら説明は極めて困難になる。

実務上の障害は、この3つの問いに答えるデータが自社にないことです。受注者の入金額は、商社・卸の側にあります。取引基本契約に、費用控除の有無と内容を報告させる条項、必要に応じて確認できる条項を入れておく——これが本件からの契約実務上の教訓です。

# 発注書の名義は、卸売業者だった

それでも委託事業者と認定されたのは A 社でした。理由は「委託」の定義にあります。

## 「委託」とは

事業者が、他の事業者に対し、その給付に係る仕様、内容等を指定して一定の行為を依頼すること。

## 商社介在の基本的考え方

製造委託等の内容に全く関与せず、事務手続の代行を行っているにすぎない商社は、委託事業者とならない。

## 本件の認定

発注内容を決定したのは発注者 A 社。卸売業者は発注業務・請求・支払の代行のみ。



# 委託事業者性は、何で決まるか

LAW

## 公取委が見た 3 つの決定事項

製品仕様を決めたのは誰か

中小受託事業者を選定したのは誰か

代金の額を決めたのは誰か

卸売業者

× いずれにも全く関与していなかった

発注者 A 社

○ いずれも決定していた

## 自社で点検すべき介在スキーム

本部一括購買・共同購買

購買代行・BPO

商社を挟んだ製造委託

受発注プラットフォーム経由

グループ会社経由の発注

決済代行を挟む支払

第三者を挟むほど、むしろ「誰が何を決めたか」を証拠として残す必要が高まる。

根拠：取適法 2 条 8 項 1 号（委託事業者の定義）／中小受託取引適正化法テキスト〔令和 7 年 11 月〕 24 頁 Q1①

# 旧法下では「指摘されたら返す」で済んだ

取適法 6 条 2 項が、その前提を変えました。本件は、その初の適用事案です。

## 変わったこと

減額をした委託事業者は、減じた額について年 14.6 %の遅延利息の支払義務を負う（6 条 2 項）。

## 旧法との違い

改正前の下請法 4 条の 2 の遅延利息は、支払遅延が対象。減額分は対象外だった。

## 実務への影響

発見が遅れるほど負担が増える。早期発見がそのまま損失抑制になる構造に変わった。

# 遅延利息：起算日が実務の分岐点になる

LAW

## 取適法 6 条 2 項

委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の額を減じたときは、減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該減じた額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

### 起算日

① 代金の額を減じた日 又は ② 給付を受領した日から起算して 60 日を経過した日 のいずれか遅い日

### 終期

減じた額の支払をする日

### 率

年 14.6 %（取適法 6 条 1 項及び 2 項の率を定める規則）

受注者ごと・取引ごとに、減額日・受領日・支払日を特定しなければ計算できない。つまり、日付データの全量把握ができていない会社は、そもそも返すべき額を算定できない。

目安として、減額元本 1,000 万円を 1 年間放置した場合の遅延利息は約 146 万円。単純化した計算例であり、実際には期間ごとの計算が必要。

# 勧告主文：取締役会の「決議」まで求められている

CASE

## 1 金銭の支払

① 旧法適用分：減じた額（1 億 4741 万 1330 円を含む） ②新法適用分：減じた額＋ 6 条 2 項の遅延利息

## 2 取締役会の決議による確認

違反該当性（旧下請法 4 条 1 項 3 号・取適法 5 条 1 項 3 号）と、今後減じないこと

## 3 社内体制の整備

発注担当者に対する取適法の研修を行うなど必要な措置

## 4 役員・従業員への周知徹底

勧告を受けたこと、勧告書の内容、採った措置

## 5 取引先中小受託事業者への通知

同上を取引先に通知

## 6 公正取引委員会への報告

1 ～ 5 に基づいて採った措置を速やかに報告

「担当部署で処理した費用負担」が、取締役会の議事録に残る事項になる。これが取適法違反のコストの本体です。

# 「システム利用料」という名目は、何も守らなかった

減額に当たるかどうかは、名目ではなく、発注時に定めた代金の額から差し引いたかどうかで決まります。

## 条文

中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること（5条1項3号）。

## 運用基準の立場

歩引きとして5%を減ずることを合意し書面化していても、問題となる（第4の3）。

## したがって

問うべきは名目ではなく、費用の帰属・対価性・任意性・透明性の4点になる。

# 費用を負担させるなら、4つの問いに答えられるか

PRACTICE

すべての手数料・利用料が違法という話ではない。問題は次の4点に答えられるかどうか。

## 1 費用の帰属

そのコストは本来誰が負担すべきものか。双方が便益を受けるなら、費用も双方で分担しているか。

本件：発注者も無償で利用していた

## 2 対価性

受注者が受ける具体的な便益は何か。負担額はその便益の範囲を超えていないか。

本件：利益の範囲を明らかに超えると評価

## 3 任意性

利用しない選択肢、他の手段、拒否した場合に不利益がないことが整理されているか。

本件：例外なく一律に適用されていた

## 4 透明性

発注前に条件・算定根拠・徴収方法が明示され、4条の明示と関連付けられているか。

本件：支払時に当然に差し引かれていた

危険なのは「当社のシステムを使わせるのだから、代金から当然に差し引く」という発想。控除ではなく、単価そのものを協議する設計に切り替える。

# 名目別の扱い：運用基準・テキストが明示するもの

LAW

## 振込手数料

合意の有無にかかわらず、負担させて代金の額から差し引くことは減額として問題となる。旧下請法下の「書面合意＋実費の範囲なら可」という整理は通用しない。

テキスト 75 頁

## 協賛金・センターフィー・販売促進費

名目のいかんを問わず、代金から一定額を差し引く行為は原則として減額に当たる。

運用基準第 4 の 3

## 歩引き

あらかじめ合意し書面化していても問題となる。

運用基準第 4 の 3

## 単価改定の遡及適用

合意日より前に発注した分にまで新単価を適用し、差額を差し引く行為は減額に当たる。

テキスト Q101

## 割戻金

① 事前合意と書面等化 ② 代金額と合わせて実際の代金額とする合意 ③ 4 条の明示との関連付け ④ ボリューム・割戻金設定の合理性—— 4 要件をすべて満たす場合に限り減額に当たらない。

運用基準第 4 の 3(1)

いずれも「発注時に定めた代金の額から差し引いているか」という同一の問いに帰着する。

# ついでに押さえる：令和 7 年改正で増えた 3 つの論点

本件は減額の事案ですが、今年 1 月施行の取適法では、次の 3 点が新たに問題になります。

## 5 条 2 項 4 号

### 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

価格協議の求めに応じずに一方的に代金を決定することが禁止された。明示的に拒む場合だけでなく、求めを無視する、繰り返し先延ばしにして協議を困難にさせる場合も違反となる。

結論が据置きでも、協議した事実と検討過程を文書化する。買ったとき（5 条 1 項 5 号）とは別個の規律。

## 5 条 1 項 2 号

### 手形払等の禁止

名目を問わず手形の交付が禁止され、支払遅延として整理される。電子記録債権・ファクタリング等も、支払期日までに満額相当の金銭と引き換えることが困難なものは違反。

契約書・発注書に手形払の条項が残っていないか。支払手段と支払サイトを一齐に点検する。

## 2 条 6 項・8 項・9 項

### 特定運送委託の追加と従業員基準の追加

発荷主が元請運送事業者に対し、目的物の引渡しに必要な運送を委託する取引が対象に加わった。資本金基準に該当しない場合も、従業員 300 人／100 人の基準で対象となる。

従来「対象外」と整理していた取引が、今年から対象になっている可能性がある。取引先マスタの再判定が必要。



# ケース：価格改定の申入れを、こう断っていないか

CASE STUDY

## 設問

原材料費が上がったため、受託メーカー E 社が単価改定を申し入れた。発注者 F 社は「社内ルールで今年度は価格改定不可」とだけ回答し、協議の場を持たないまま従来単価を継続した。

## 結論

**協議に応じない一方的な代金決定（取適法 5 条 2 項 4 号）の問題となり得る。**

**価格が安いかどうかの問題ではない**

買ったとき（5 条 1 項 5 号）は価格水準の相当性を問う規律。2 項 4 号は、協議に応じたかどうかを問う別個の規律である。

**断ることが直ちに違反なのではない**

結論として据置きとすることは可能。問題は、協議の場を持たず、検討過程も示さなかった点にある。

**「社内ルール」は理由にならない**

原価・市況・代替案を確認した形跡がなければ、協議を実質的に拒んだと評価されやすい。

**価格改定の申入れは、受け付けた日・検討内容・回答日と理由をセットで残す。据置きの結論でも記録は必要。**

# 明日からの 3 ステップ

ACTION

## STEP 1

### 控除コードから入る

名目一覧からではなく、支払データ上の控除コード一覧から出発する。名目は無限に作れるが、控除コードは有限。

- 控除コードと発生件数を全件抽出
- 取引先別・期間別の控除率と控除額
- 控除の開始日・変更日と社内承認記録

## STEP 2

### 受注者の入金額を取りに行く

第三者が介在する取引では、自社の出金データに控除が現れない。契約で情報を取得できる状態にする。

- 介在スキームの一覧化（商社・卸・PF・決済代行）
- 基本契約に費用控除の報告条項・確認条項を追加
- 4条で明示した代金額と受注者入金額の差を確認

## STEP 3

### 取締役会に上げる前提で整理する

本件の勧告は取締役会の決議による確認を求めている。是正は経営事項として設計する。

- 高リスク（一律・定率・支払時控除）から停止
- 減額額と6条2項の遅延利息を算定
- 再発防止の規程改訂・システム改修まで付議

公表事例が出た今こそ、「同じ名目がないか」ではなく「同じ構造がないか」を点検する。

## まとめ

# 差し引いた 1.1 %は、発注者側へ戻っていた

この一点を理解すれば、あとは自社に当てはめるだけです。

### 帳簿に映らない

差引きを実行したのは第三者。自社の支払データに異常がないことは、安全を意味しない。

### 名義は守ってくれない

仕様・受託者の選定・代金の額を決めた者が委託事業者となる（2条8項1号）。

### 返せば終わりではない

減額分に年 14.6 %の遅延利息（6条2項）。本件がその初の適用事案。

**見るべきは、自社が払った額ではなく、取引先が受け取った額。**

ご清聴ありがとうございました

出典：公正取引委員会 令和8年9月9日付け勧告（公取適第1083号）に関する公表資料 [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/sep/260909\\_toridollholdings.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/sep/260909_toridollholdings.html)  
本資料はセミナー用に事案を整理したものであり、個別案件への適用には具体的事実関係の確認が必要です。